

令和5年度近畿農政局入札等監視委員会 第1回定例会議審議概要

(ホームページ掲載日:令和5年7月7日)

[illegible]

委 員 か ら の 意 見 ・ 質 問	意 見 ・ 質 問	回 答 欄
委員から の意見・ 質問 それ に 対 す る 回 答 等	○抽出案件 ①湖東平野農業水利事業 宇曾川幹線水路取水施設改修その１工事 ・私も同じところが気になったんですけれどもP95で見積活用方式ということで、見積をベースに予定価格を組んでいくという方式だと思うんですけれども、この場合、契約金額と予定価格というのは、ほぼ100%近くなるのかどうかというのが一つの質問。もう一つは、この見積活用方式が一般論として採用されるのは、どのような場合でしょうかということです。 ・その場合に、もう一つ質問です。見積によって価格が決まる部分が大きくなった場合に、御社として見積の内容と価格の適正というのはどのように審査、判断されるんでしょうか。 ・ありがとうございます。 ・調査価格やられて、入札をする前に色々と調べられていると思います。見積活用方式ということで、価格を改めた場合は、調査価格そのものも変更されるんですか。 ・それは分かるんです。そうすると今回、不調になっているということは、ズレがあったということで、そういう活用方式をとられた。次の、それ以後の工事について、調査されている価格自体を変更されるのですか。 ・なるほど、判りました。気にしているのは、その１工事なんですよ。まず、このその１と書いてある宇曾川頭首工のその１工事ですが、どこまで予定されているんですかね。その５とか１０まであるんですかね。 ・了解です。そうすると次に入札をされるときは、農政局さんで調べられている調査価格をベースに予定価格を作られると理解してよろしいですかね。 ・分かりました。続いてP89を見ていただきたい。P89の２）の工事内容について、施設機械専門なので本工事に含まれている既設管閉塞工といった土木工事の内容については別発注で検討されるとありがたいと書かれている。今回は、この工事に関しては切り離されたということなんですか。	・資料に基づき説明 ・その工事の価格構成にもよるんですけれども、見積活用をする部分が大きければ、業者さんの価格により近づくと思います。全体の中で標準歩掛を使ってる部分よりも、こちらの見積を活用する部分が大きければ見積の価格に近づいてくると思います。よく使うのかということですが、最近、こういう機械ものについては価格が高騰していて、我々の調査したものが追いつかなかつたりするので、施設ものというか機械ものについては、なるべく使おうと思っているところで、増えてきていると思っています。 ・提出していただいた先方を見積が適正な価格であるかということについてのバック資料も出していただいたうえで、それが適正だと判断して、価格を採用させていただいております。 ・我々が最初に見積していた価格は、その価格なんですけれども、予定価格を構成する価格は相手の見積の価格を入れます。 ・まず、この工事のために見積をとっているのも、特殊なものなので。他の工事をだすときには、また、それで別の見積をとる。今回、我々が見積をとったものは、その工事だけのもの。別の場合は別の見積をとるということ。 ・その１工事と記載しておりますけれども、堰に関しましては、その１工事だけで完結するというので、その他の取水施設の土木工事とか、導水路関係の補修なり補強であったり、土木工事を引き続きやっていくものがあつたりしますが、そういうものをその２工事という位置づけで行いますので、これにつきましては完結します。 ・他の工事ですね。はいそうです。標準的な全体の調査にないものについては、我々の方で、それぞれ見積をとって、それを予定価格にするということです。 ・土木工事と施設機械工事については、はっきり言って毛色の違うものなんですけど、それを一緒にするということは、業者さんにとっては、ある種、ハードルが高くなるものなので、今回、そういうこともあって入札者が少なかったのかなということもあって、それで土木は別ということで切り離しました。

委員から意見・質問に対する回答等	・それに関連して、お聞きします。入札不調になった元の工事の入札予定価格というのはいくらですか。 ・それは、消費税なしの部分。 ・土木工事だけなら、450千円ぐらいのものなのですか。 ・そうたいしたことないと。 ・分かりました。 ・P89にもありました価格差ですね。最近の物価上昇ということですが。これは工事に限りませんが、これから物価上昇が起こるか続いていくかもしれません、それに伴って、賃金の上昇も発生するかもしれませんが。このあたりは入札をされる際の価格の設定につきまして考慮されているという理解でよろしいでしょうか。 ・今回の募集につきまして、地域を区切らないで、今回は全国でということでした。地域で区切るのと区切らないのとの何か基準はあるのでしょうか。 ・分かりました。ありがとうございます。ちなみに今回、熊本ของบริษัทですが、熊本から作業される方がこちらに全部、来られて作業されているのでしょうか。近畿以外からくると旅費交通費とか宿泊費とかそういったものもかかるから、大変だと思ひまして。これも契約金額の中に全部含まれていると。 ・分かりました。ありがとうございます。 ・見積活用方式というのがちょっと気になっています。当然、業者さんの見積を想定すると高率になるというのは結果としてそうかなと思っているんです。そうすると不調になった場合は、必ずしも見積活用方式をされる訳ではないですね。それを採用される明確な基準というか、分かり易いものがあれば、教えてもらえませんか。 ・特殊性と必要性。特殊性の方が大きいのですか。 ・頭首工工事というのは結構ありますよね。普段から水を堰き止めているので、それを加工しないといけない。頭首工というのは特殊性と結び付くんですか。	・81,000千円です。 ・あります。 ・閉塞工だけです。 ・そうです。非常に小さなものになります。 ・見積以外の標準的なところも、時期によって、単価が変わっていきますので。以前も単価調査の業務があったかと思いますが。そういうもので反映されています。 ・特にはございませんが。一応、応札の可能性のある会社というのをコリンズで検索をかけまして、一定数以上がそろわないと、どんどん掘上げていくというようなことをしております。今回の場合は非常に会社数が少ないということで、全国まで掘上げて応札をかけたということになります。 ・実際のところは、製作とか専門的なところは本社の方で製作なりをされて、実際に据え付けたりするところの人工は、下請け業者を雇ったりということを会社の方で色々安くする方法を考えられて、されていると思います。 ・明確な基準はございませんが、特殊な施設機械の関係のものは、やはり、見積活用方式をしないとなかなか合わなくて不調が多くなりがちです。ですので、最初から見積活用方式で、こういう施設機械ものについては、いきたいと思っています。 ・施設機械の特殊性というか、製作をしてということで、実際に金属とかも値上がりしております。 ・頭首工も色々ございまして。頭首工に限らず、ゲートであるとか、ゴム堰であるとか、或いはポンプ場の電気施設とか、そういう土木工事ではないところのものについて、それぞれの工場なり会社が製作していくので、特殊というか、一個の値段が物の値段なので、変わっていく。
-------------------------	---	--

委員から の意見 質問 それ に 対 す る 回 答 等	・お聞きしたいと思っている意図はですね、工事は必要なのでやられたら良いと思っているんです。不調だから見積活用方式にしましたよと。業者の価格をベースに予定価格をはじきましたよと、その結果、一者応札で高率なんですよ。これは、ある意味、別の見方をすると、競争性を阻害させているというふうにとられかねないので、それを補う強い理由がないのかなと思ひまして、お聞きしてるんです。 ・変な言い方かもしれませんが、業者から見ると、すごいラッキーに見えるんですよ。 ・まあ、業者のことは、別にどうでもいいんで。そこで、先日豪雨がありましたけれども、すごい緊急性が高いんだとかね。この工事をしないと、継続する他の工事でもできないんだとかね。必要性みたいなものを加味しながら、見積活用方式というものを使われたらと思っているところです。 ・関連してなんですけれども。私も見積活用方式を見たときに、審査基準とかが気になったんですけれども。私が解釈したのは、今回の落札の入札不調の経緯があるのと、昨今の物価高騰で多分、調達単価が実勢価格にあってきていない。その調整を担っているのかなと理解して。そうだとすると、競争確保の最終目的という、適正価格で実施をするという点にあるので、御社として見積価格を適正に査定する能力があるということが担保されていれば、私は別に問題がないと思っているんですね。ただ、気になったのは、調達価格というある意味、ちゃんと業者にかけて公的な単価がある訳で、それと実勢価格がズレているときに、見積を果たしてどうやって何の基準で査定するのかっていうのは、大変、難しいんじゃないのかなと想像はしたんです。だから、さっきの質問で、内部でどういう検討をされたのかとか、査定をどういうふうにされたのかとか、ちょっと気になったので。だから、入札監視委員の関心事としては、競争の確保も大切で、もう一つ、最終的に入札価格が決まって、業者が決まったとして、その価格が適正であるかどうかをちゃんと説明できれば、委員も納得できるであろうし、対外的にも説明が付き易いんだろうなと思います。	・私達も沢山の人に参加していただいて、安い価格でやりたいと。今回もこれで判るように要件もすごく緩和しているのに、参加者が少ないという状況ですね。それで、なおかつ不調、不落で予定価格と合わないということになっています。競争性ということを仕組みとしては、確保しているつもりでございまして、仮に見積活用方式をとらなければ、我々の見積が、それぞれの業者さんの見積と合わない可能性が今の状況は多くなっているんで、事業が進まないということにも繋がる。一応、我々としては全て公表して、見積の価格も公表してやっておりますので、その中でのこういう結果です。他の業者でも見積活用方式で、できる訳です。他の業者さんだって、自分のところの見積で勝負というか入札できる。 ・ラッキーと思われる業者が2、3者いればですね。たまたま、これはラッキーと思う者が1者しかいなかったということなんだと思います。だから、皆、ラッキーと思うはずですよ。だけど、これはたまたま1者だったということだと思ふんです。 ・あまり安易に見積活用方式ばかりを使うつもりもないので、必要に応じてやっていきたいと思います。 ・見積価格が適正かどうかについては、その裏付け資料とかをしっかりといただいて、その上で対応している。
---	--	--

委員からこの意見を見・質問されるに對する回答等	②国営施設応急対策事業五条吉野地区 一の木揚水機（小容量）維持修繕工事 ・抽出理由として落札率が99.9%ということで、何か理由があるんだろうなということを推測しました。今、説明の中で、できませんでしたが見積をとって事前に公表している。その見積を多分、業者の方がみて、狙いをつけて価格設定をしてくるんだということだと思うんですけども。見積を事前に公表するという運用は一般的なんですかね。 ・素人的な質問なんですけれども、仮に見積を公表しないといった場合は、どんな弊害があるんでしょうか。 ・気になっているのは、予定価格は事前に公表することはないと思うんですけども、見積を事前に開示することが、その金額に近い数字に業者の競争が固まってしまうんじゃないかということです。結局、予定価格を事前に開示するのと同じような効果をもってしまわないかということを懸念しています。その懸念というのは、あたらないんですか。 ・見積書を事前交付したとしても、ある程度、入れてくる入札の価格とか内容にはばらつきがあって、それは競争が確保されているとの理解でよろしいでしょうか。 ・いただいた資料を見て素朴に思ったことが一つありまして。P200に業者のリストを載せていらっしゃる。145もあるなと思って。そういう参加できる資格のある、参加できる技術がある業者さんを抜けてということだと思うんですが、その甲斐がなかったなと。145もあるのに1者だけなのかと。かつ、見積も公表されてて、こんだけの大きな大工事なのに、なぜ1者なんだろうと素朴に思いました。農政局さん、どういうふうに分かれていますか。 ・さっき、工事概要のときに、ふと引っ掛かったんですけども、オーバーホールすることに関しては、僕はいいと思っています。オーバーホールが入札参加に影響を与えたということはあるんですかね。オーバーホールというのは求めていらっしゃる訳ですか。できるだけ使えるものは使ってください。	・資料に基づき説明 ・我々、標準単価も全て公表されておりますから、全ての価格が分かる。見積価格だけ見せないということではなく、見積価格も公表して、全ての単価が分かるようにして臨んでいただいている。 ・まず、参加者が適正な価格を算定できないということになります。全て数量とかもつまびらかに公表していますので。一部を隠すと、仮設はどうなんだろうとか、本体価格はいくら何だろうとか、私は100円で思っていたけれども、実際は10円しかしなかったとか、他のところもバラバラ違って結果的に合ったとしても、その後、工事をしていく中で、変更とかあったときに、おかしいねとかになったりすると思いますので、予め私達の価格はこうなんですよというのを理解したうえで入札していただきたい。 ・予定価格は上限なので、競争するときは、それより下の調査価格のところに行くと思いますけれども、予定価格を公表すれば、最低価格のところでくじ引きみたいなことになるかと思いますが、現在はそういうことにはなっていない。予定価格を公表していないし、それぞれの単価ばかりですので、自分達の企業努力のところも色々、考えられるんじゃないのかなと思っています。 ・全ての単価を公表してますけど、予定価格が分かっている訳ではございません。 ・まず、それぞれの会社のご都合もあると思いますし、ポンプはそれぞれのメーカーによって特徴があるんだと思います。今回は、更新というか分解整備ということで、自分達のものじゃないものは、やりづらいと思ったのかもしれない。 ・はい。
--------------------------------	--	--

委員からこの意見を見 ・ 質問 それ に 対 す る 回 答 等	・そりゃ、当たり前ですよ。 ・なるほどね。率がもうちょっと低かったらね。95とかぐらいだったら、そういうこともあるかなと思ったんですけど。なかなかの価格だなと。 ・物価高騰とかも影響してるんですかね。1 者しか応札者がいないのも。 ・入札する側としては、何社入札するのかは、事前に判るものなんですか。自分のとこしか入札しないって分かるんですか。 ・ありがとうございます。 ・要望ですね。億を超える工事。近畿農政局さんの大規模工事だと思います。1 者で99.955、ちょっと考えないといけないと思うところなんですね。見積価格を公表されるのは通常、やられてることなんで、特に違和感をもっておりません。単価表を見せてくれているというのは僕達、知っています。真面目な業者だったら、はじきだすでしょう。それでも業者が参加する、札を入れる。もっと札を入れる工夫が必要じゃないのかなと思っているところです。質問というよりも意見を言わせていただきます。 ③令和4年度南近畿調査管理 広域農業基盤整備管理調査 土地改良施設管理IT化将来構想検討業務 ・公益法人に別に問題があるからという訳ではなくて、抽出対象案件に公益法人が推奨されているから、挙げさせてもらっています。落札率が高い数字になっていますけれども、この理由は何でしょうか。 ・ものすごく幼稚な質問で申し訳ないんだけど、要するに、これは何をするんですか。仕様書みたいなものを作られるんですか。マニュアルみたいなものを。	・発注をかけるときは、オーバーホールとか、そういう仕様書でかけさせていただくんですけども、実際はオーバーホールじゃなくて、全てを会社の企業努力で一から設置されても、それは構わないというような発注の仕方ではあるんです。ただし、予定価格をたてるときには、当然、公共事業で、安いものを選ばざるを得ないので、全面更新をかける場合の見積をとりますし、オーバーホールの場合の見積もとるというようなことを行くと、オーバーホールの方が見積が安く、工事発注前ですけども、そういうものがあがってくるということで、そちらを採用して、発注をかけさせてもらう。要は見積がとれたということは、そういう会社が、何社か見積書をとらせていただいておりますので、応札は可能だという位置づけのもと、オーバーホールで発注をさせていただいております。 ・そうですね。色んな部品とかも上がっていて。高騰だけではなくて、納期自体も、施設機械の納期も長くなってきています。 ・誰が参加しているかは、分からないようになっています。 ・資料に基づき説明 ・こちらは、簡易公募型プロポーザルということで、歩掛かりも向こうから提案してもらうので、予定価格になってきますので、当然、それに近くなってきます。 ・この業務の仕様書自体はP263にありまして、この仕様書を見て業者は、技術提案をしていただくことになります。
---	--	---

委員からの意見 ・ 質問 それ これ に 対 す る 回 答 等	・話はよく分かりました。なるほどね。相手が土地改良区なんでね、国がやられるのも、有りかなと思います。お優しいなと思いました。随契に関して、ちょっといくつか資料で理解できなかったところがあるので、確認だけを。P304を見て下さい。3者が△△、▲▲、◇◇ということで、P304から3ページをめくると、1位、2位の結果通知書があって、更にめくると、▲▲さんの評定通知書が付いていて、◇◇さんの通知書がないんですけれども、これは、辞退されたんですか。見逃していることもあるので、言っていたら、探します。 ・ちょっと、その関連でね。P305を見て下さい。参加表明者選定一覧表というのがありまして、表名者1、2、3と書かれています。この1、2、3というのは入札された方とか、▲▲、◇◇は、どこに当たるんですかね。P305の参加表明者って書いてあるところです。A、B、Cでもいいですが。 ・そうですか。ここ見るとね、A、B、Cともに合計点がでて、そこまでいったけれども、◇◇さんは辞退されたと。 ・まあ、それを見て、恐らく、◇◇さんはAさんでしょうね。一番低いので。勘で言ったらダメですね。一番低いので、無理だなと。で実際には、応募されなかったということなんですかね。 ・行かないのか。	・実際のやるべきこととか業務内容なんですけども、私、去年、これを担当しております。改良区さんの方で、土地改良施設を管理していただいているものですから。土地改良区さんに施設の維持管理を国の方から移管しているということになっております。それで、各改良区さんの方で日々、国営施設を維持したり、対応を様々されていることがございまして、それらの業務の内容ですね、そういったところが、改良区さんも人が少なくなっている中で、そういうのを効率化を国営の施設としても、やっていかなければならないということがございまして、実態を言いますと改良区さんの方は、ほぼ図面も全て紙ベースでされていたり、記録も全て手書きというようなことがなされているというような実態ですので、そういったところも今後、IT化ということでデジタル化を進めていかなければならないだろうという観点で、デジタル化を進めるためには、どういった方法が最善なのかということを、この業務の中で導きだしていこうということで、モデル地区として大和平野地区を選定させていただいて、そこがやっている施設管理の業務全般のことを調べさせていただいて、どの部分がデジタル化ができるのかというようなことを検討していく業務になっております。 ・辞退しています。 ・事務所に聞かないと分かりません。 ・まず、参加表明があって、技術提案書がでてない時点ですね。それで、参加すると手を挙げたところで、評価して、参加してもいいですよという点数です。 ・この点は業者に行かないですね。 ・選定されるか選定されないのかの結果は行くんですけども。例えば、今回は3者ですけども、10者以上、20者とかこられた場合は、どの者に技術提案書を求めるのかということなるんですけども、全者に求めるのではなくて、トップ10番それ以降の方は、この時点で参加表明の時点で対象外というか。選定するか、しないのかという通知は行くんですけども、点数自体は行かない。
--	---	--

委員からの意見・質問それに対する回答等	・なるほどね。書類審査みたいな形ですか。まず、やられる訳ですね。 ・了解です。続けて、P307だったかな。P307の随意契約理由書の中の一番、最後の段落に「契約の性質または目的が競争を許さない業務であること。」と書いてあってね、当然、これを読んで引っ掛かりましてね。競争を許さない業務になるというのは、どのような性質、どのような目的なのか。 ・プロポーザルだから。 ・分かりました。なるほど。結局、プロポーザルにするかどうかという、それに該当する業種でやるかどうかということだよな。 ・P312、P313で見積書を付けていただいていたいて、私、いつも気になるんですけども、見積をとる業者さんって、どうやって選ぶんですか。一般論ですけども。 ・ありがとうございます。	・そうです。先程のP305でしたか。基本的には資格要件とか。 ・10者と申し上げましたが、7者ですね。一番下に書いてあります。7者を選んで、7者に技術提案書を求める。 ・これは、プロポーザルで、ここだと決めたから、競争を許さないということ。 ・そうです。プロポーザルだから、そこしかできないと。 ・この業務がプロポーザルの業務だからということ。 ・これは、もうプロポーザルで選ばれた業者だから。他の業務の場合で、見積をとるのは、どういうところかっていうと、同じ様な業務の実績があるところ。何とか調査だったら、何とか調査の実績の多い順に取ります。
----------------------------	--	--

委員から の意見 ・質問 それ に 対 す る 回 答 等	④令和4年度土地改良技術 災害応急用機械（陸上ポンプ）製造 ・過年度も1者応札ということだったと思うんですけども、1者応札になる理由は、どんな点にあるんでしょうか。 ・入札を辞退された業者に、アンケートとかヒアリングとかをしたことは、あるんですか。 ・そうですね。 ・P315を見ますと物品役務等の概要で、応急復旧のため更新整備するものであると書いてありますけど、これは災害応急復旧をするというためで、この工事自身が応急の復旧ではないですよね。 ・P344へ行って下さい。平成28年からずっと〇〇さんが、ポンプを落としているなあと。それまでは△△さんも時々、はいってますけど。基本的には、〇〇さんが関わる事例が多いなあと。これも競争性の関係ですね。〇〇さん以外を排除するってことはなくっていいんけれど、〇〇さんしか、もう入って来られない、参加出来ない実態になっているんじゃないかなと見えるんですが。 ・その入札価格がね、結局、落札率とかが上がってきてるってことはないですか。今回は98.3%。これまで少なくとも、ここ3年とプラスアルファぐらいは〇〇さんが落とされているんですけども。落札率が上がってるってことはないですかね。 ・結構です。突然の質問で。	・資料に基づき説明 ・まあ、何て言うんですかね。敬遠されているのかというふうに思いますね。価格の面で折り合わないとか。資格登録している人はたくさんいるんですけども、自分のところで作ってる人だとも限らない。できているものをもってくる人もいるし。部品をもってきて組み立てる人もいるでしょうから。そういった中で他の人より高いと判っているかもしれない。絶対に負けると思っているのかもしれない。ちょっと分かりませんが。我々としては間口を広く資格のある人は誰でもいいよというような形でだしている中で、入札に参加していただけないという状況です。 ・最初から参加していただけないので、アンケートはちょっと。 ・はい。正にポンプを確保するという。持ち運びができるポンプを災害が起きた所へ持って行って、据え付けるというもの。今も先週の雨でポンプ車とか、こういったポンプを被災しているところへ持って行っている。 ・我々、要求しているのは性能なので、このメーカーの、この型じゃないといけない。〇〇さんのじゃないと言っている訳ではなくて、これぐらいの能力のものをくださいと言っていますんで。それは、他の人も、〇〇さん以外でも作っています。 ・手元にはないので。
---	--	---

委員からの意見・質問に対する回答等	・令和３年だけ物品の製造になってるんですけど。これは自社製作分ということなんですか。 ・ちょっと気にしてるのはですね、物品の販売と製造の区別が分かんないんですけど。販売でしたら、調達したという感じで、それが更に製造に変わると、ただでも、これまで〇〇さんが落札されていることが多いのに、製造になると益々、競争性が減ってしまう、ないしは、１者応札に流れてしまうんじゃないかなと、そんなふうに見えてしまったんですけども。 ・P346にその説明が書かれています。 ・どう対応されます。 ・同種のポンプの部品販売だったかな、納入が続く限り、もうその者の独断場になってしまいますよね。自分達で落札しているんだから、当然、価格も判っているし、恐らく率もご存じでしょう。で、益々、自分たちの技術がオンリーワンみたいになってきている訳で、このまま、継続していいのかな。 ・そりゃ、そうかもしれませんね。まあ、技術もそうだけど、色んな部品もお持ちなんだと思うんですね。そこをうまく思ってるんだけど。まあね、色々とお聞きしたんですけども、結局、P344の資料を付けていただいているんだけど、〇〇さんが続いているということ、そして、落札率が高いということ。製造という形で、読みますと、製作途中段階における構造、性能等の確認を実施するための物品製造とすると。品質を確保ということで、そのためにやられるのはいいんですけども、こういう状況になっているんだと。入札の実態を見ないといけないというふうには感じています。	・いや、物品の製造に登録されていればいい。登録の区分なので。物品の製造でも、自分で作ってなくっても、よそから買ってきてでも大丈夫です。 ・私の説明がちょっと間違っていました、途中での性能をちゃんと判断するためということ。納入時に今までは、販売のときに検査していましたけれども、途中でも構造について確認している。 ・そうですね、参加資格はDだけでなく、Aまで上げました。これ以上、参加資格の拡大はなかなか難しいところでございます。近畿農政局の入札手続審査委員会では、これ以上の改善の余地が難しいなという判断です。 ・予定価格が上がっていくとすると、他の会社も参加できる余地が広がっていくんのでは。
--------------------------	--	---

委員からこの意見を見質問それに対して回答等	・今、予定価格を上げれば、参加する者は増えるかもとありましたけれども、もちろん、予定価格を教えることはできませんが、何となく上がってますよということを何となく知らせることはできますか。 ・分かりました。先程のP346の性能ですね、これは、公開されているんですか。 ・これを見たら、向こうはプロだから、どれぐらいかな、これぐらいでいいのかなというのが、何となく分かるんですね。 ・変な話だけど、じゃあ、もうちょっと性能のいいものにして、価格を上げて、参加者を増やしますというのは難しいですか。 ・分かりました。ありがとうございます。 ⑤令和4年度国有農地 測量・境界確定予定数量算定等委託事業 (京都地方法務局管内) ・今回、1者応札で落札率が50.4%という結果だったと思うんですけども、まず、応札者を増やす工夫というのは、リンクをDからCまで拡げて138者が対象とのことだったと思うんですけども、さっきの理由にちょっとでできましたけれども、公告の期間が短かったという点が引っ掛かったという業者がおられたと思うんですけども、その点は何か改善の余地はあるのでしょうか。 ・ありがとうございます。次にですね、落札率が50.4%ということで、契約金額としては1,408千円というふうになっています。工期が確か既に経過していて、P360に3月6日には成果物があがってきているのではないかと思います。予定していた金額よりも、大分、安くやっていただいていると思うんですけども、成果物に関しては特に問題のある点はなかったのでしょうか。 これは、御社で判ることではないかもしれないですけども。内容を見ていると作業としては、結構、手間が掛かるものではないかなと見てたところですけども、何か、この価格でできた理由は、この会社にあるんですね。 ・ありがとうございました。	・これは物品で単価そのものなので、見積価格は公表してないと思うので、いくらなのかは分からないと思いますが、結果は公表されていると思うので、委員がおっしゃるように毎年、上がっていったとしたら、皆さん、それは見れるところにはある。 ・そうですね。それぞれの、こういうものが欲しいんだというのは明示して、P324から仕様書というのがあって、その中にP346にあったようなことが仕様として書かれています。 ・自分の持っている製品だと、これぐらいかなと、この製品だとどれぐらいというのは、分かると思います。 ・それで、今回は性能を上げて、より災害現場で使い易いものに上げた訳です。それに合う機械があまりなかったのか、もっと高いのかということです。 ・資料に基づき説明 ・アンケートの結果ですけど、アンケートは農政局のアンケートの標準フォーマットを使ったものですから、該当項目に丸を入れる形になっていた。公告期間が短かったということに関しましては、公告開始日と公告終了日を除いて10日間、確保しておりますので、そこは当たらないのかなと考えてございます。 ・成果物に関しては、我々の求めるものがでてきているところでございます。我々が予定価格を作成する際に、農林水産本省の方から、提供される資料がございまして、国有農地測量境界確定促進委託事業に係る公共嘱託登記用積算基準及び設計業務委託等そういった資料がございまして積算するところとございまして、概して応札者は、それよりも低い価格で、十分、対応できる場所かと思えます。 ・そうですね、P391から、対象農地がございまして、その後ろに隣接の筆の方とかがございます。基本的には、現地調査というのは必要ないんです。あくまでも、書面上というか登記簿上、確認して権利者を調べていくというだけのものですから。ちょっと言い方が悪いですが、本省から提供されている積算基準が、ちょっと高めの設定になっているのかなと。
------------------------------	---	--

委員 から の 意 見 ・ 質 問 そ れ に 対 す る 回 答 等	・現地調査、しないんですか。 ・なるほどね。いや、22筆も、この期間で、全部、境界確定するって、すごい業者だなんて、見てたんです。ということではなくて、この土地は誰が持ってるのかってということなのか。 ・先程、ダウンロードした会社にヒアリングされたっていうところの、京都の北部と南部を分けたら、やり易かったんじゃないかという意見がありました。が、まとめてないということですよ。 ・京都地方法務局管内と書かれてて、この業者さん、兵庫県、神戸市ですよ。近畿農政局さんの管内では府県毎に全部やられるんですか。 ・なるほど。こんな農地改革に伴って強制収容し、平成21年度ですか、それを手放されてる、そんな事業されてるなんて知りませんでした。初めて聞きました。まあ、取材不足だなと思ったところなんですけれど。 ・お答えなかったでもいいんですけれども。どこに買い手がおられるんですか。誰が買われるんですか。 ・まだ、農業やっておられないかもしれませんよね。 ・用途変更も、してらっしゃらないんでしょう。 ・分かりました。 ・今回、落札率が低かったんですが、予定価格の中、以下なら、落札なんですよ。最低価格の定めはあるのでしょうか。	・この委託事業の次に、実際に境界確定するっていう業務の方が、当然、現地に入っていただかなければならないんですけども。その前段の、境界確定するために、どれだけの数量が必要なのか、手間が掛かるのかという事業でございますので、基本は、現地に入る必要は全くございませんので、仕様書の中にも現地調査については書いてございません。 ・そうですね。境界確定するにあたって、それに隣接した立ち会いとかが必要になりますので、その人達が一体、どれぐらい、いるのかといったところを調べてもらうものです。 ・そうですね。まとめてないです。 ・府県毎に農地がございまして、実際には、我々が直に管理している訳ではございませんで、各府県に管理していただいている。その各府県から、今年度、或いは来年度、これだけ処分していこう、境界確定していこうとの計画があつて、我々が委託業務を発注するという形になっています。 ・多いのは、いわゆる強制買収してますので、そこの元の地権者であつたりします。 ・国有農地と言いながら、全てが農地という訳ではないです。既に宅地になっていたり、雑種地となっているケースもございますし。で、農地売りといいますが、農地のままで。 ・はい、してないと思います。 ・最低価格は設けてございません。近年、我々、一般競争入札をやってございせんでしたので、初めてのケースです。例えば、これが、もう少し低落札で我々の求めるものがでてこなかったら、検討しなければいけないと思いますけれども、我々の求めるものが、落札額でできておりますので、最低価格を設けることは考えておりません。 ・はい、そうです。
--	---	--

委員からの意見・質問それに対する回答等	・ちなみに、どんな成果物がでてくるか事前に、お尋ねして、ドラフトみたいなものをだしてもらおうとか、そういうのでもないんですか。最終的にでてくから、何ですかね、変な話、どうなんですか。 ・大体、予め予測はつくんですね、分かりました。ありがとうございます。 ・要は手放される農地の一覧表を作られるということですね。 ・いや、違って、この〇〇さんがやられる業務内容というのは、今回、京都府内の中の手放される農地。 ・境界確定が済んでない土地をピックアップしたということ。 ・分かりました。 ○その他 ・特になし。 【以上】	・ P 387に成果品目録という形で、記載例みたいなものがありまして、こういうものなんですというものです。全く何もないものから、作って下さいというものではありません。 ・ 一覧表は調べてもらう一覧表ですか。 ・ 手放すっていうか、境界確定が済んでない農地です。 ・ そうです。 P 391に書いてある対象地域の、これから境界確定していく、いわゆる境界確定ができていない。財産処分をするにあたって、境界確定をしないと処分できませんので、それをするための事前の権利者の数であったり、どなたが権利者であるかを調べていただくと。 ・
委員会による意見の具申又は勧告の内容	意見の具申、勧告	なし
	その他	なし
[これらに対し部局長が講じた措置]	該当なし	